

【用語】 邑楽郡板倉村—邑楽郡板倉町 網役永—漁労に従事する漁師  
にかけられた小物成 海老瀬村—邑楽郡板倉町 入会—一定地域の住  
民が山林・原野・沼などを共同利用すること 内済—和解談合により  
事件を解決すること 又候—または、またしても 出入—もめぐり、  
争論 御領—御料、幕府領 分郷—村切り・相給知行などの結果、村  
をいくつかに分けること 小物成—雑年貢の総称 手代—代官所の属  
吏で、農民から取り立てられた 割付—年貢割付状のこと 地頭—知  
行所を持つ旗本 不埒—不法、ふとどき 将又—或いは、もしくは、  
なおまた 野銭—小物成の一つで採草場に賦課した 自今—今より  
後、以後

【解説】 館林藩主徳川綱吉の頃、領内には大小一六の沼があり、その  
総面積は五九五町一反九畝二八歩に及んでいた。とりわけ城多々良・  
大輪（館林市）・板倉（板倉町）の四つの沼は、一〇〇町歩以上の大きな  
沼であった。このうち大輪沼と板倉沼は干拓によって現在その姿を消  
してしまつたが、いずれも漁場として利用されていた。たとえば板倉  
沼の場合、寛永二十年（一六四三）の年貢割付状にも「板倉沼役」とい  
う名目で役銭四〇〇文が徴収されていることから、少なくとも江戸時  
代初頭から漁獵稼ぎが行われていたことがわかる。板倉沼の漁獲物は  
雑魚・海老などで、ほかに藻草も採取されていたが、商品経済が進み  
漁獲量の増大に伴い、沼付き村々では「網役永」を上納することによ  
り漁業権の入手や確保、さらに漁業権を拡大するため、時には網役永  
の増額願いを出す動きさえみられた。

この文書は宝暦四年（一七五四）五月、板倉沼の漁業権をめぐる板倉  
村と海老瀬村の紛争が決着した際、幕府から示された裁許の請書であ  
る。その文言によれば、寛延二年（一七四九）に海老瀬村が巧みに幕府  
代官の伊奈半左衛門へ増永を願ひ出て、以前から入会漁場であつたこ  
とを申し立て、二分半ほどの入会漁業権を認められたことが紛争の発  
端になつた。なお、荻野家文書一括は板倉町指定の重要文化財である。